

おさるの森 kids lab 会員規約

第1章 総則

第1条（名称）

本施設は、おさるの森 kids lab（以下「本施設」という）と称します。

第2条（所在地）

本施設は、兵庫県明石市東沖ノ町 6-1 おさるの森 kids lab を所在地とします。

第3条（目的）

本施設は、コミュニティーの中核として、多世代、多種目にわたる生涯スポーツ活動及び地域文化新興などに関する事業を行い、青少年をはじめとする地域住民の心身の健全な育成と地域企業との連携による、地域の活性化を図り、地域の皆様とともに明るく豊かな街づくりに寄与することを目的とする。

第4条（運営・管理）

本施設は、株式会社おさるの森（以下「当法人」という）が運営・管理にあたります。

第2章 会員

第5条（会員制度）

1. 本施設は会員制とします。
2. 本施設が第6条の規定等に照らし適当と認めた個人は会員となることができます。
3. 会員は本規約を承認し、本規約に基づく諸規約を病院と相互に締結しなければなりません。
4. 本会員による本施設の利用範囲、条件については別途定めるものとします。

第6条（会員資格および利用資格）

次の諸条件を満たす方は、本施設の会員資格および利用資格を有するものとします。

1. 原則として、本施設の規約に従う方。
2. 入会時のメディカルチェックや健康チェックにより、医師・本施設スタッフの指示に基づいた運動が適切であると認められた方。
3. 現在、治療中の疾患がある場合、主治医の指示に基づき運動を実施する方。
4. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染の恐れのある疾病を有していない方。
5. 酒気を帯びていない方
6. 一時的に筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有していない方。
7. 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
8. 暴力団等の反社会的団体に関与していない方。
9. 刺青・タトゥーをされていない方。

第7条（未成年の取り扱い）

未成年が会員になる際は、所定の書類に本人とその親権者が連署した上に、申し込むものとします。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条（入会申込手続き）

1. 本施設に入会しようとする方は、所定の申込書により入会申し込みを行うものとします。
2. 当法人は入会手続き後、資格審査を行い、入会の承認をいたします。

3. 入会を承認された方は、利用コースに従って所定の会費を本施設に納入することにより、入会手続きが完了します。

第9条（会費）

毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分の会費を指定口座より引き落としとなります。

ただし、最初の2か月分について口座登録が完了するまでお時間を要するためは現金にて受付でお支払いください。

※年会費は原則、初回引き落とし時、翌年からは入会月に月謝と合わせて引き落としとなります。

第10条（会費の返還）

納入済みの会費はいかなる場合でも、これを一切返還致しません。

第11条（会員資格の貸与・譲渡）

本施設の会員資格は他に貸与・譲渡できません。

第12条（会員証）

会員は本施設利用に際して会員証を提示するものとします。会員証は他に貸与・譲渡できないものとします。会員は会員証を紛失した場合は、直ちに再発行の申請を行うものとします。

第13条（諸規則の遵守）

1. 会員は本施設利用にあたり、本規約および施設内諸規則を遵守しなければなりません。
2. 会員は本施設利用にあたり、医師および施設スタッフの指示に従わなければなりません。
3. 会員は本施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはなりません。

第14条（変更事項）

会員は、住所、連絡先その他入会申込書等の記載事項に変更があった場合、速やかに本施設に届け出るものとします。

第15条（振替）

原則月1回までの振替をお願いいたします。希望日2日前までにLINE又は事務所にお問い合わせください。

どうしてもご都合が合わない場合は、その都度ご相談ください。

原則、平日会員の方は平日のみの振替、土日会員の方は平日、土日どちらの振替でも可能とします。

※ベビークラスは月4回の予約制です。前月20日に翌月4回分の予約を先着順で承ります。

第16条（休会）

会員は、やむを得ない事由がある場合、3ヶ月を上限として休会することができます。会員が希望する場合は、所定の手続きを前月の10日までにを行うものとします。

第17条（退会）

会員が退会を希望する場合は、前月の10日までに所定の退会手続きを行うものとし、月会費等その他に未納金がある場合は、これを直ちに完納するものとします。会費支払い期間中の途中での退会はできないものとします。

例：【12月～休会・退会希望（11月末までのレッスン）】 お手続き期限：11月10日

第18条（退会勧告及び除名）

会員が次の各号に該当する場合、当法人はその会員を本施設から除名することができます。

1. 本施設の名誉を毀損したり、他の会員に著しい迷惑となる行為があったとき
2. 本規約および諸規則に違反したとき
3. 会費その他諸費用の支払いを怠り、督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき
4. 故意に施設・設備を毀損したとき
5. その他著しく会員にふさわしくない行為があったと認められるとき
6. 入会申込の記載に偽りがあることが明らかになった場合

7. 施設内において、商行為、営業活動、布教活動、政治活動を行なった場合

第19条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に、その資格を喪失します。

1. 第16条により退会が承認された場合
2. 第17条により除名された場合
3. 会員本人が死亡または失踪宣告を受けた場合
4. 運営上やむを得ない理由により、本施設の全部を閉鎖した場合

第20条（損害賠償責任免責）

会員が本施設利用中、当該会員に責に帰する事由により損害を蒙った場合、当法人はその損害賠償の責任は一切負わないものとします。

第21条（会員の損害賠償責任）

会員が本施設利用中、会意の責に帰する事由により本施設および第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負います。

第22条（個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意）

会員は申し込み時に会員が記入する氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報（以下、「個人情報」という）の収集・利用・提供および登録に関し、次の内容に同意するものとします。

1. 本施設は、個人情報を本規約に従い、教室の運営に使用します。運營業務には各種ご案内の送付などを含みます。
2. 本施設は、会員に対してより良好なサービスを提供するために、個人情報のうち特定個人を選別することができない方法により個人情報を統計データとして使用することがあります。
3. 前項にある場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には個人情報を第三者に開示することがあります。
4. 本施設は、個人情報保護方針を定め、適切かつ厳重に管理します。

第3章 その他

第23条（営業日・営業時間および休館日）

本施設の営業日・営業時間および休館日については別に定めるものとします。

年未年始、夏季等の季節休館日については別途掲示または通知できるものとします。

第24条（施設の一時閉鎖・一時的休業）

台風等悪天候時、警報発令時の本施設のレッスン開催について

原則、レッスンは開催しますが状況に応じて判断します。

休講の場合はLINE、Instagram、ホームページにてご案内いたします。

また次の場合当法人は、本施設の全部または一部の閉鎖、若しくは休業をすることができます。

その場合、事前に掲示等により会員等に告知します。

1. 気象災害、その他外因的要因
2. 安全および衛生管理上、設備、機器等の点検・修繕等が必要なとき
3. 定期休業の場合
4. 法令の定めや行政指導、経済情勢の著しい変化、その他重大な事由によりやむを得ない場合
5. 本施設が企画するイベント等の開催による場合

第25条（施設の廃止）

本施設はやむを得ない事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をする事由により本施設を廃止することがで

きるものとします。廃止の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合、前項の予告期間を短縮することができるものとします。

本施設を廃止した場合、すべての会員は本施設を退会したものとみなし、会員に対して特別の補償を行わないものとします。

第 26 条（料金の改定）

当法人は、本規約に基づいて会員が負担すべき会費等の料金を、社会経済情勢の変動に応じて改定することができます。その場合、変更前に本施設での掲示等により会員に告知します。

第 27 条（規約の改定）

当法人は、規約などその他本施設の運営管理に関する事項の改定を行うことができます。

尚、改定した規約等の効力は全会員に及ぶものとします。

第 28 条（諸手続き）

会員は、本施設への入会・休会・退会については、必ず本施設にてその手続きを行うものとします。

第 29 条（規約外事項）

本規約に定めのない事項および本施設運営上必要な事項は、当法人がこれを定めることができます。

附則

本規約は、令和 4 年 11 月 27 日より発効します。

- ・令和 6 年 4 月 1 日改定
- ・令和 6 年 11 月 15 日改訂